

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、柞田川沿岸土地改良区連合から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和4年4月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	豊澤 幹男	観音寺市大野原町丸井305番地4	令和4年1月5日
〃	白川 晴司	観音寺市観音寺町甲3129番地11	令和4年2月16日
〃	佐伯 明浩	観音寺市大野原町井関389番地	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	佐伯 明浩	観音寺市大野原町井関389番地	令和4年3月17日
〃	山木 孝三	観音寺市大野原町丸井634番地1	〃
〃	磯野 美澄	観音寺市木之郷町1022番地	〃